

医療・介護の適切な財源確保に向けて

第 13 回 国民医療推進協議会総会

2017 年 10 月 3 日

公益社団法人 日本医師会

副会長 中川 俊男

【目 次】

1. 社会保障費の自然増	1
2. 社会保障費の削減	3
3. 消費税率引き上げとの関係	6

1 1. 社会保障費の自然増

2

3 自然増は、医療の場合、1人当たり医療費が今年も来年も変わらないとし
4 て、人口増減および年齢構成の変化だけで上昇する分をいう。また、一般に
5 自然増とは国・一般会計の増加分である。

6

7 社会保障費の自然増は、2016年度は6,700億円、2017年度は6,400億円
8 であったが、自然増は年によってかなり異なる(図1.1)。

9 2013年度は、日中戦争の影響により出生数が減っていた世代が75歳以上
10 になり、新たに後期高齢者医療制度の対象になる者の伸びが鈍化し、2012
11 年度と比べると自然増が減少している。今後、団塊の世代が初めて75歳以
12 上になる2022年度には自然増が一時的に急増すると見込まれる(団塊の世
13 代がすべて75歳以上になるのは2025年であるが、自然増は前年との差であ
14 る)。

15

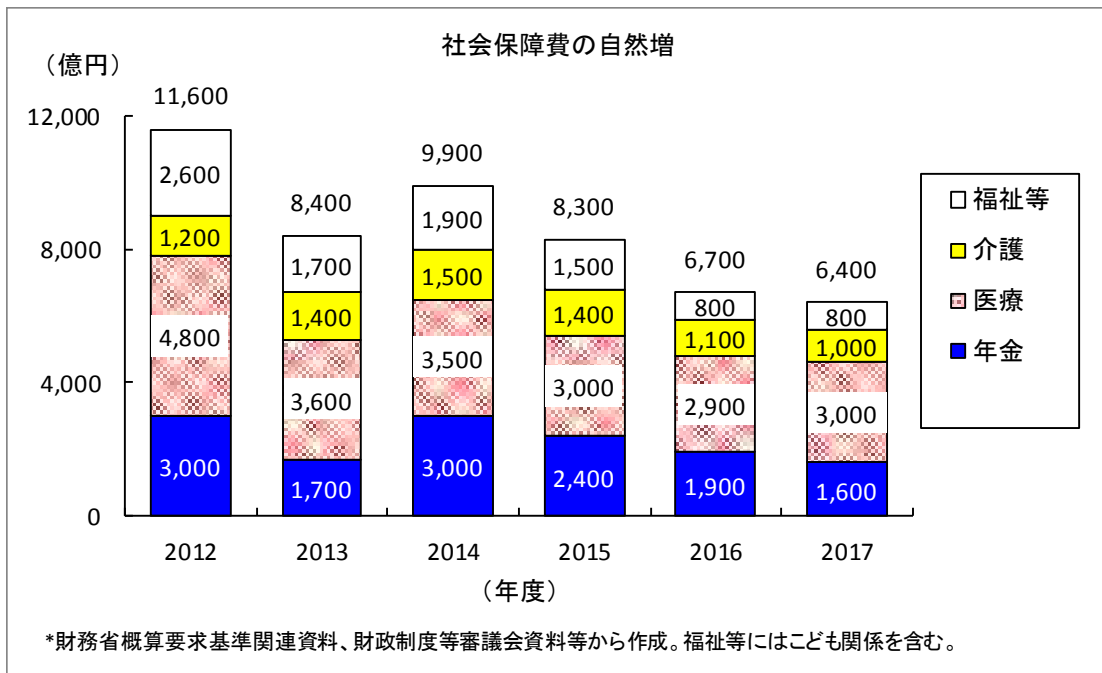
16 また、自然増は、国の一般会計(国費)がいくら増えるかであるので、景
17 気が良くなって被用者保険の被保険者の割合が高まると、国費は減少する(生
18 活保護や国民健康保険に比べて協会けんぽは国庫負担割合が低い。健保組合
19 は給付費に対する国庫補助はない)。

20

21

1

図 1.1 社会保障費の自然増



2

3

4

5

6

7

8

1 2. 社会保障費の削減

2

3 2013年度から2015年度の3年間で国・一般会計の社会保障費を1.5兆円
4 圧縮してきたことから（図 2.1）、2015年6月30日に閣議決定された「経
5 済財政運営と改革の基本方針 2015」で今後もその伸びを継続することになっ
6 た。

7

8 かつて「骨太の方針 2006」¹で、それまでの5年間で社会保障費を1.1兆
9 円抑制できたので、今後5年間も継続することとしたが、これと似通った手
10 法である。「骨太の方針 2006」では機械的に5年間均等に削減するものでは
11 ないとしていたが、その後の概算要求基準で、2007年度は社会保障費の自然
12 増に対し▲2,200億円とされ、「骨太の方針 2009」で撤回され、2010年度の
13 概算要求で自然増が認められるまで、機械的削減が継続した。

14

15 国・一般会計の社会保障費は2013年度29.1兆円、2014年度30.5兆円で
16 あり1.4兆円増であるが、消費税増税を財源とする「社会保障の充実（国）」
17 は、「自然に」伸びたわけではないので、社会保障の充実等0.4兆円（消費税
18 率の引上げに伴う社会保障4経費の増を含む）を除いて、伸びは1.0兆円増
19 という計算になる。2014年度のスタートラインは30.1兆円（30.5兆円－0.4
20 兆円）で、ここから見ると2015年度は31.5兆円で1.4兆円伸びているのだ
21 が、社会保障の充実等1.0兆円を除いて、伸びは0.4兆円という計算である。

22

23 自然増の伸びを年5,000億円に抑制するためには、2016年度は1,700億
24 円、2017年度は1,400億円の削減が必要であった。2016年度は主に薬価改
25 定、2017年度は高額薬剤、高額療養費、介護納付金総報酬割などによって対
26 応した（図 2.2）。

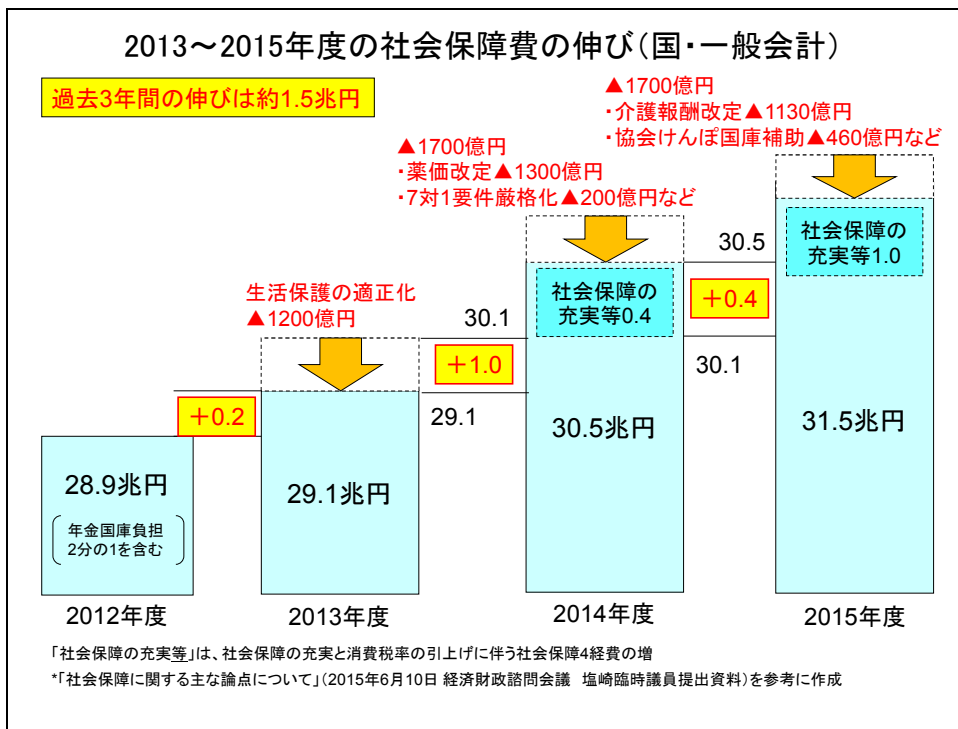
27

28

¹ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」2006年7月7日

1

図 2.1 2013～2015 年度の社会保障費の伸び（国・一般会計）

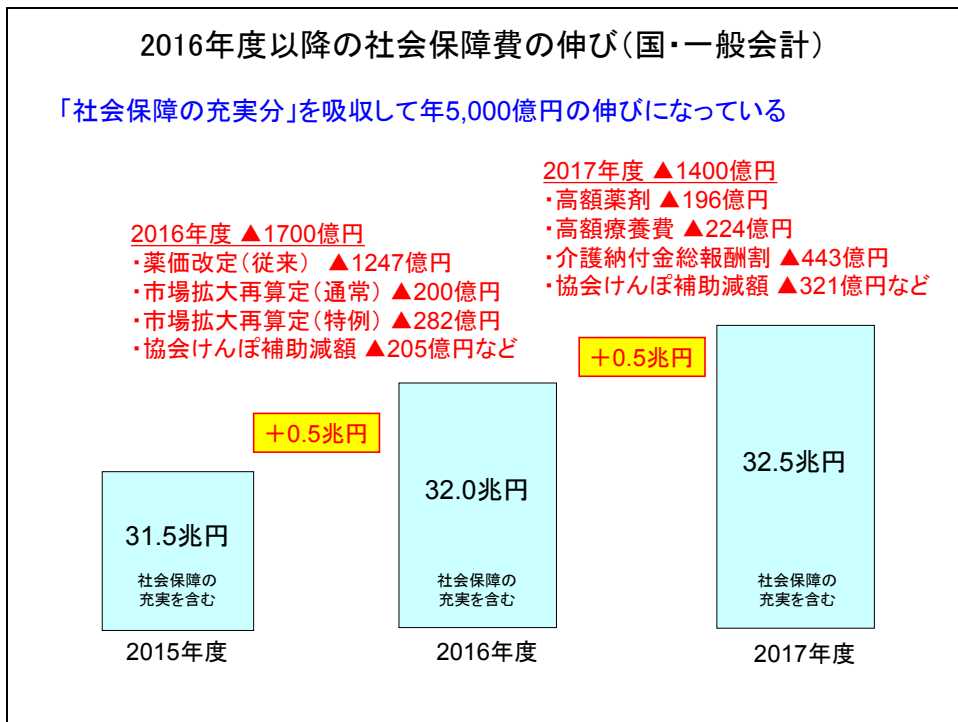


2

3

4

図 2.2 2016 年度以降の社会保障費の伸び（国・一般会計）



5

6

1 過去の年 2,200 億円の削減では、なりふりかまわず財源を求めた(表 2.1)。
 2 たとえば 2009 年度には道路特定財源の一般財源化に際し創設される「地域
 3 活力基盤創造交付金(仮称)」の削減により 600 億円、年金特別会計の特別
 4 保健福祉事業資金を清算して 1,370 億円を捻出している²。

5
6

表 2.1 2003～2009 年度の社会保障費の抑制

(億円)

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	合計
社会保障費の自然増	9,400	9,100	9,100	10,800	8,000	46,400
うち医療	5,500	3,200	3,900	4,500	3,000	20,100
削減額合計	-3,000	-2,200	-1,254	-601	-3,490	-10,545
医療	-2,800	0	-717	0	-3,290	-6,807
診療報酬改定	-1,830		-717		-2,390	-4,937
医療制度改革	-970				-900	-1,870
介護報酬改定		-300			-90	-390
年金		-1,150	-100	-100	-110	-1,460
その他	-200	-750	-437	-501		-1,888

	2007年度	2008年度	2009年度
社会保障費の自然増	7,700	7,500	9,100
うち医療	2,800	3千億円台 半ば	3,900
削減額合計	-2,200	-2,200	-2,200
医療	0	-2,150	-230
診療報酬改定		-660	
政管健保肩代わり		-1,000	
その他(後発医薬品等)		-490	-230
介護報酬改定			外数
年金			
その他社会保障費	-2,200	-50	
特別健康福祉事業資金			-1,370
道路特定財源			-600

*厚生労働省予算資料、参議院厚生労働調査室資料などを参考に作成。2004～2006年度には、三位一体改革の中でも社会保障費の国庫負担が削減されており、これと合わせて全体で1.1兆円削減された。

7
8
9
10

² 厚生保険年金勘定の国庫負担が繰り延べ(減額)された時期があり、かつ老人保健事業の財政基盤強化が求められていた時期があった。両者を同時に解決するため 1989 年に、厚生保険特別会計業務勘定に一般会計から資金を繰り入れて「特別保健福祉事業資金」1.5 兆円が創設された。そして、この運用益を原資に老人保健拠出金の負担が重い健保組合等への助成などが行われてきたが、運用益は 2006 年度決算では 90 億円にまで縮小していた。

1 3. 消費税率引き上げとの関係

2

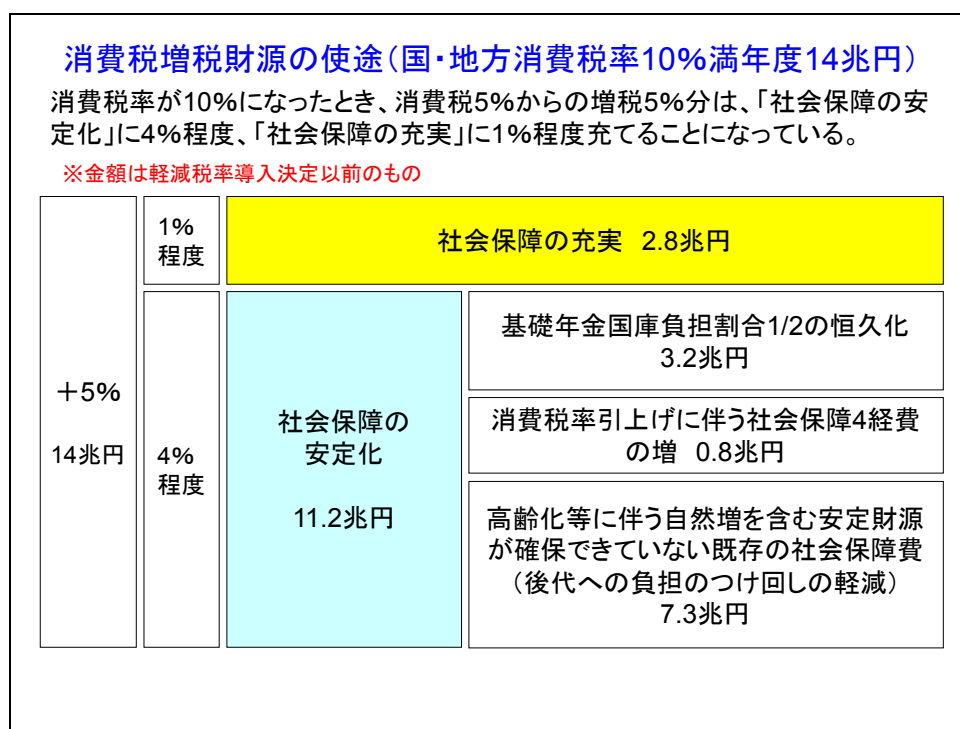
3 消費税率は、社会保障・税一体改革において 10%まで引き上げることに
4 なっている。そして引き上げ5%分のうち4%程度を社会保障の安定化に、1%
5 程度を社会保障の充実に活用することになっている（図 3.1）³。

6

7

8

図 3.1 消費税増税財源の使途



9

10

11

12

13

14

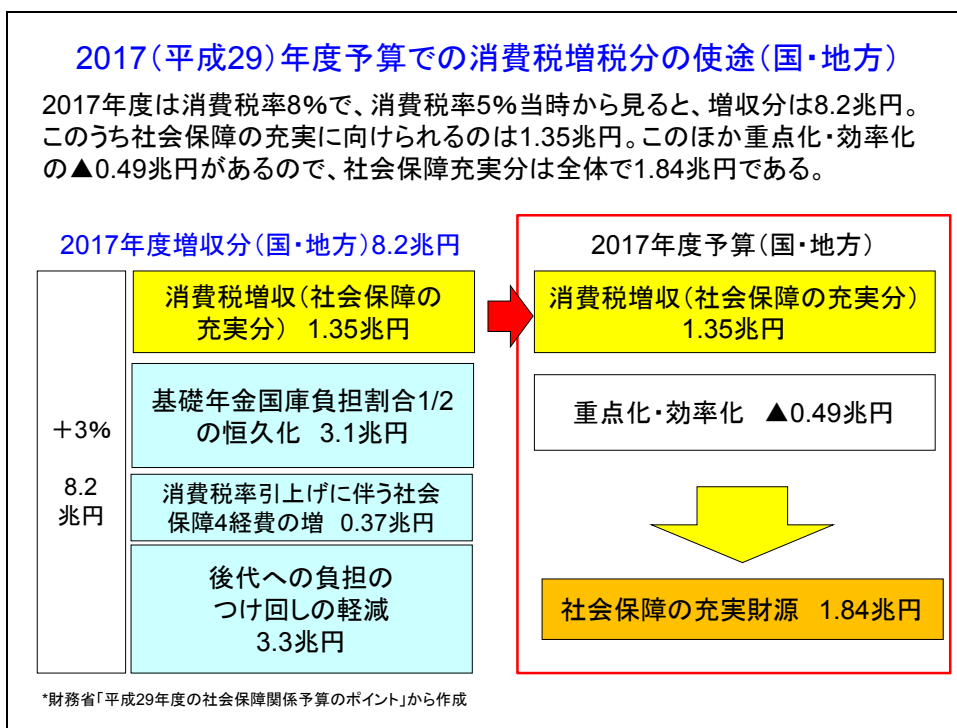
15

³ 2011年6月の「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)では、1) 消費税引き上げに伴う社会保障支出等の増1%相当、2) 機能強化(制度改革に伴う増、高齢化等に伴う増、年金2分の1(安定財源)(税制抜本改革までの2分の1財源))3%相当、3) 機能維持 1%相当とされていた。しかし2012年1月20日の関係5大臣会合「一体改革・広報に関する基本方針」で社会保障の充実1%程度、社会保障の安定化4%に修正された。

1 2017年度は、消費税率5%当時から見ると、消費税率は3%引き上げられ
 2 ており、国・地方あわせて増収分が8.2兆円ある。このうち、まず基礎年金
 3 に3.1兆円、そのほか後代への負担のつけ回しの軽減（自然増への対応）な
 4 どに充当し、社会保障の充実分に1.35兆円が充当される。さらに重点化・効
 5 率化により0.49兆円抑制できるので、2017年度予算の社会保障の充実財源
 6 は合わせて1.84兆円（国・地方）になる（図3.2）。

7
 8
 9

図 3.2 2017（平成29）年度予算での消費税増税分の使途



10
 11
 12
 13

1 2017年度当初予算での社会保障の充実分の内訳（国・地方）は、子ども・
 2 子育て支援 6,942 億円、国民健康保険の財政支援等 5,841 億円、地域医療介
 3 護総合確保基金（以下、総合確保基金）1,628 億円などである（図 3.3）。

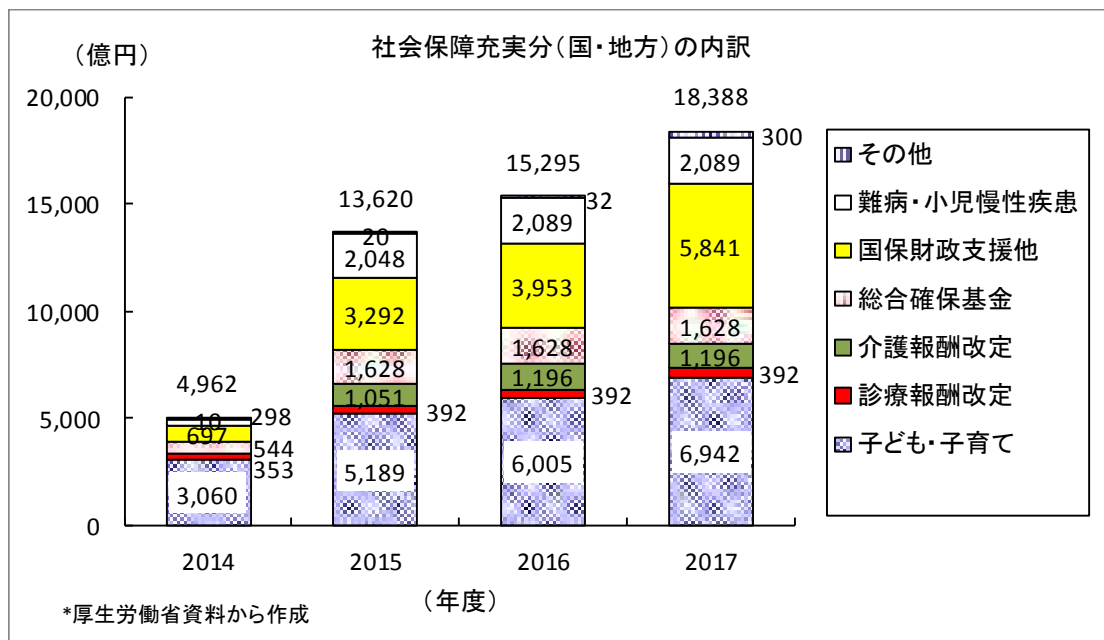
4 診療報酬改定との関係で見ると、次のような整理になっている。

5 2014 年 4 月に消費税率が 5%から 8%に引き上げられ、診療報酬改定に
 6 353 億円が充当された⁴。2015 年度には診療報酬改定はないが、2014 年分が
 7 ほぼそのまま（経過措置があり微増）スライドしている。消費税率引き上げ
 8 以前の 2013 年度に比べて増えた分という考え方である（表 3.1）。

9 2016 年度には診療報酬改定があったが、2014 年度の診療報酬改定分だけ
 10 がスライドされ、2016 年度診療報酬本体プラス分は計上されていない。2016
 11 年度は消費税率の引き上げがなかったため、2016 年度の診療報酬改定は消費
 12 税増収分を財源にしていないという整理である。2017 年度もそのままスライ
 13 ドする。

14
 15

図 3.3 社会保障充実分（国・地方）の内訳



16
 17

⁴ 2014 年度の診療報酬本体改定率は +0.1%（消費税対応分を含まない）であるが、7 対 1 経過措置の間は減少しないのでその間改定率相当 +0.15%かかるとして、改定率 0.25%分（国・地方 353 億円）必要という計算。財務省主計局「平成 26 年度社会保障関係予算のポイント」
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2014/seifuan26/05-09.pdf

表 3.1 社会保障の充実の財源

(億円)

		2014年度	2015年度		2016年度			2017年度			
		総額	総額	国	地方	総額	国	地方	総額	国	地方
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施					5,593	2,519	3,247	6,526	2,985	3,541
	社会的養護の充実	3,060	5,189	2,393	2,797	345	173	173	416	208	208
	育児休業中の経済的支援の強化					67	56	11			
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等										
	地域医療介護総合確保基金(医療分)	544	904	602	301	904	602	301	904	602	301
	診療報酬改定における消費税財源等の活用分 ※1	353	392	277	115	422	298	124	442	313	129
	うち2014年度診療報酬改定 ※2	353	392	277	115	392	277	115	392	277	115
	うち2016年度診療報酬改定	—	—	—	—	(消費税率引き上げがなかった所以他財源から)					
	地域包括ケアシステムの構築	43									
	地域医療介護総合確保基金(介護分)		724	483	241	724	483	241	724	483	241
	介護職員の処遇改善等(2015年度改定)		1,051	531	520	1,196	604	592	1,196	604	592
	地域支援事業(在宅医療・介護連携、認知症施策など)		236	118	118	390	195	195	429	215	215
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減	612	612	0	612	612	0	612	612	0
国民健康保険への財政支援拡充		—	1,864	1,032	832	2,244	1,412	832	3,564	2,732	832
被用者保険の拠出金に対する支援		—	109	109	0	210	210	0	700	700	0
高額療養費制度の見直し		42	248	217	31	248	217	31	248	217	31
介護保険1号保険料低所得者軽減強化		—	221	110	110	218	109	109	221	111	111
難病・小児慢性特定疾病への対応	298	2,048	894	1,154	2,089	1,044	1,044	2,089	1,044	1,044	
年金(年金受給資格期間の25年から10年への短縮等)	10	20	20	0	32	32	0	300	286	13	
合計	4,962	13,620	6,786	6,833	15,295	7,955	7,340	18,388	10,511	7,877	

※1 国保組合の国庫補助の見直し30億円を含む

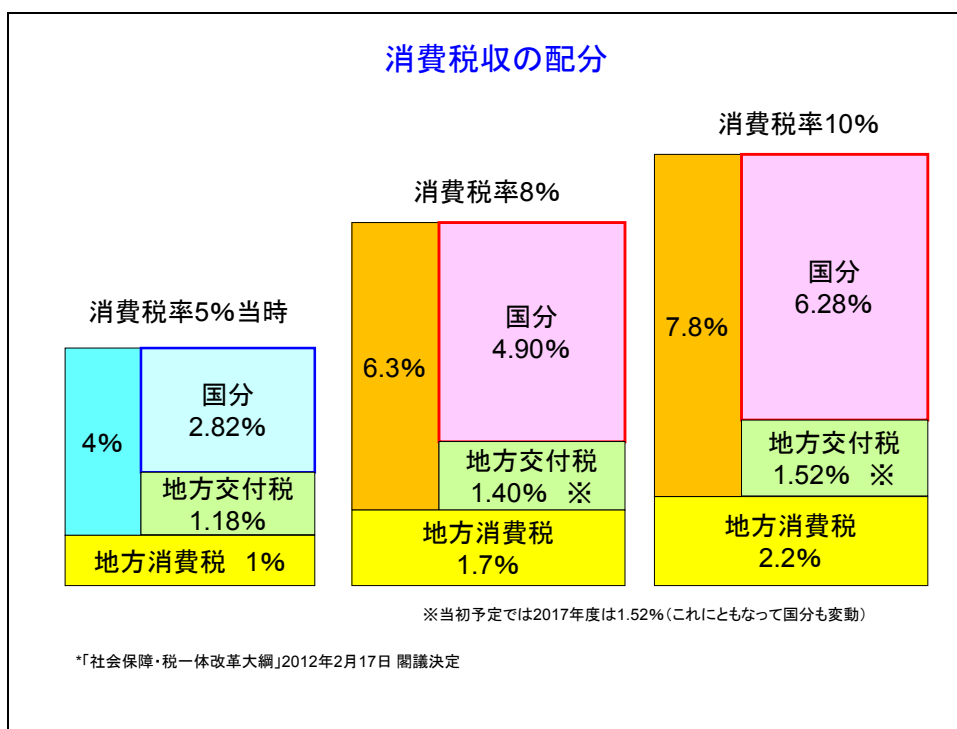
※2 本体プラス改定(+0.1%) + 7対1病床から受け皿病床への円滑な移行(+0.15%)で公費353億(うち国費249億円)

*財務省「平成29年度社会保障関係予算のポイント」ほかから作成

1 消費税込の国・地方の配分割合は、消費税率 10%時点まであらかじめ決
 2 まっている。(図 3.4)。消費税込 (国分) が、これまで見てきた社会保障の
 3 充実分の原資である。

4
 5
 6

図 3.4 消費税込の配分



7
 8
 9

1 消費税率5%時まで、消費税収(国分)は国・一般会計の高齢者3経費(基
2 礎年金、老人医療、介護の国庫負担分)に充てることになっており、「福祉目
3 的化」といった。「目的化」は用途を限定しているという意味である。

4

5 消費税率8%以降は、対象が社会保障4経費に広がり、子ども・子育てと
6 後期高齢者以外の医療(いずれも国庫負担分)が追加された。

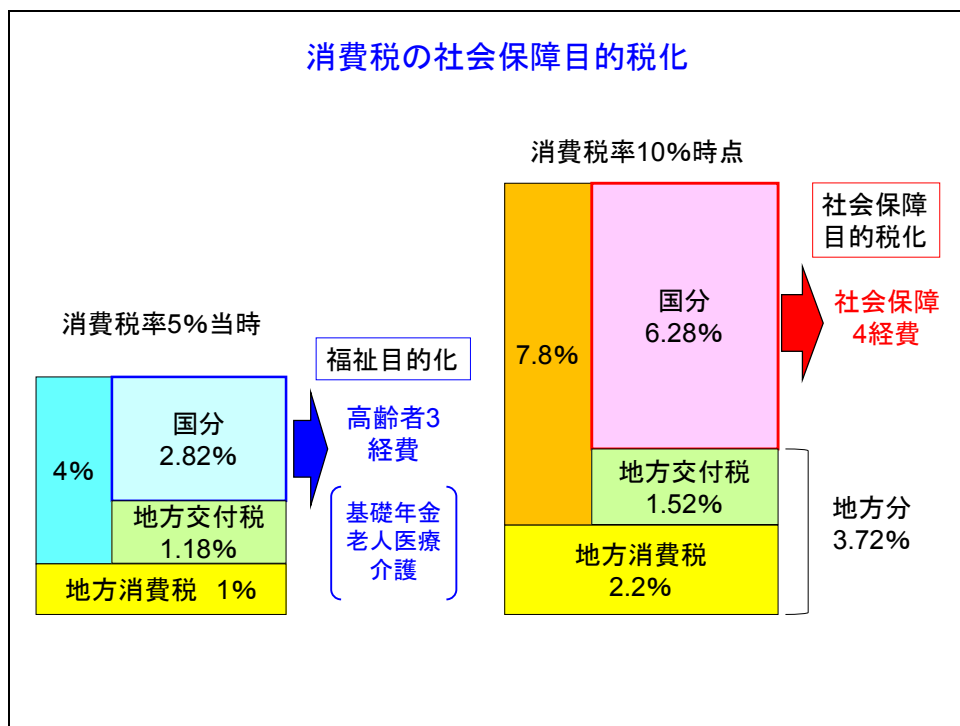
7 また、現在は「社会保障目的税化」になっている。目的税化とは、社会保
8 障4経費のために消費税を徴収するのであり、不足する場合には、厳密に言
9 えば消費税率の引き上げで対応しなければならないことを意味している(図
10 3.5)。

11

12

13

図 3.5 消費税の社会保障目的税化



14

15

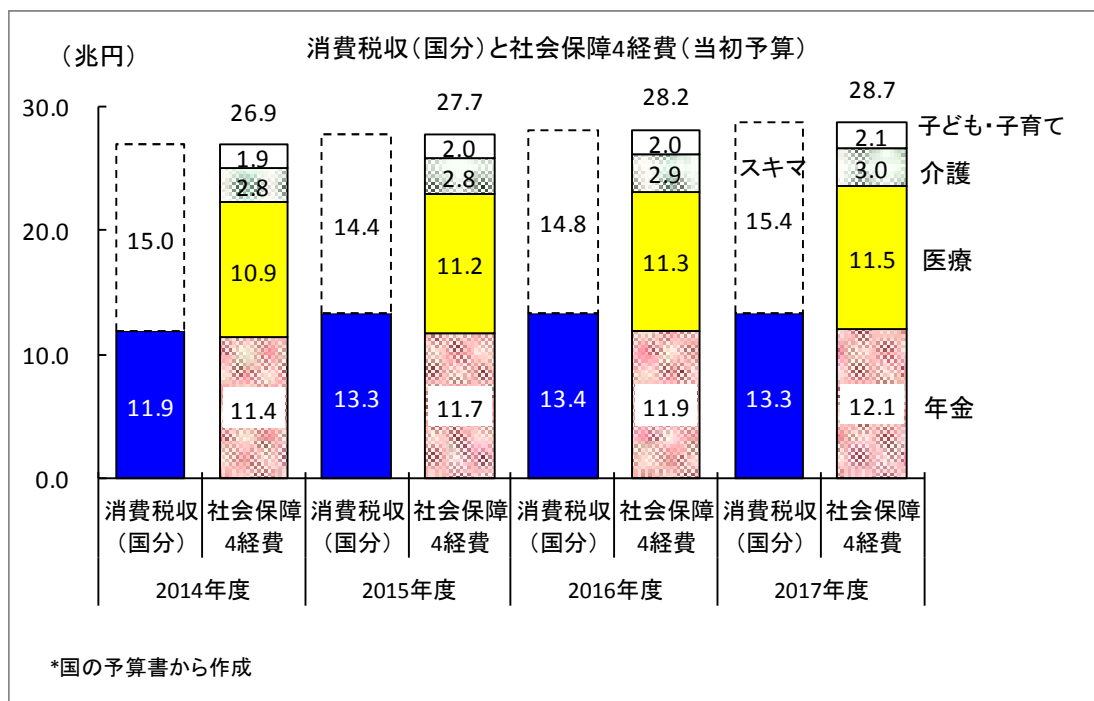
16

17

1 消費税率引き上げ分の財源で社会保障の充実を行うことになっているが、
 2 同時に、消費税込(国分)は全体で、国の予算総則により社会保障4経費(年
 3 金、医療、介護、子ども・子育て)に充てることになっている。

4
 5 2017年度予算では消費税込(国分)が13.3兆円、社会保障4経費は28.7
 6 兆円であり、不足分(「スキマ」と呼ばれている)は15.4兆円である。単純
 7 計算で、社会保障4経費を賄うためには、現状の2倍以上の消費税込(国分)
 8 が必要である(図3.6)。

11 図 3.6 消費税込(国分)と社会保障4経費



12
 13
 14